

会議名	第2回港区学習支援事業業務委託候補者選考委員会（書面開催）
開催日時	令和4年1月24日（月）各委員に資料送付 令和4年1月31日（月）から2月2日（水）意見集約及びとりまとめ 令和4年2月3日（水）結果通知
開催場所	書面会議により開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため）
委員	松原 康雄 委員長 有賀 謙二 副委員長 金子 充 委員 新藤 こずえ 委員 相川 留美子 委員
事務局	生活福祉調整課自立支援担当
会議次第	1 第一次審査の各委員講評について 2 一次審査採点結果について 3 第一次審査通過者の決定について 4 その他
配付資料	資料1 提案書（事業者A分） 資料2 提案書（事業者B分） 資料3 提案書（事業者C分） 資料4 一次審査選考基準及び採点表
会議の内容	
事務局	採点を依頼するにあたり事務局から各委員へ説明した事項 ・一次審査の満点は500点満点 ・各項目5点から1点の範囲で採点 ・募集要項において、審査点数の合計の上位者3者程度を一次審査通過者とするにしている。なお上位3者に選ばれた場合でも、審査点数が満点の6割に満たない場合は一次審査通過を見送る。
A委員	1 第一次審査の各委員講評 事業者Aについて （提案書No.2①から⑥について） 2-① 地域特性についての記載がない。 2-② 有資格者の福祉的サポートの実績が不明 2-③ 具体的な記載がない。 （提案書No.3①及び②について） 3-① 従事職員の配置について具体的な記載がなく抽象的。 （提案書No.4①から④について） 4-④ 概要のみであり、具体的な記載がなかった。

B委員	<p>事業者Bについて</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-① 区の特性を十分に認識している。</p> <p>2-② 募集について工夫がない。</p> <p>(提案書No.3 ①及び②について)</p> <p>3-② 特段の計画なし。</p> <p>(提案書No.4 ①から④について)</p> <p>4-① 管理についてもう少し具体的な対策があるとよい。</p> <p>4-② 研修の内容に具体性がない。</p> <p>4-⑤ 感染症対策について記載がない。</p> <p>事業者Cについて</p> <p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-① 区の事業内容についての記載がない。</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-① 港区の地域特性を理解していない。</p> <p>2-③ 関係機関との連携がなく、具体的な記載がない。</p> <p>(提案書No.3 ①及び②について)</p> <p>3-① 副管理者の資格、経験が不十分。契約社員で管理責任者の補佐(代理)が可能か。</p> <p>3-② 研修体制について具体的な記載がない。質について触れていない。</p> <p>(提案書No.4 ①から④について)</p> <p>4-② 研修の頻度が不明。</p> <p>4-③及び④ 具体的な記載がない。</p> <p>事業者Aについて</p> <p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-①から③ 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-① 港区の特性が十分ふまえられていない。</p> <p>2-② 記載内容がボランティアに関するものなのか評価できなかった。</p> <p>2-③ 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>2-④ 記載内容がボランティアに関するものなのか評価できなかった。</p> <p>2-⑤及び⑥ 審査基準を満たしているが、講師はボランティアなのかわからない。</p> <p>(提案書No.3 ①及び②について)</p> <p>3-①及び② 審査基準を満たしていると考えられる。</p> <p>(提案書No.4 ①から④について)</p> <p>4-①及び② 審査基準を満たしていると考えられる。</p>
-----	--

<p>C委員</p>	<p>4-③ 審査基準を満たしており記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>4-④ 審査基準を満たしているが、コロナ対策等の記載がない。</p> <p>事業者Bについて</p> <p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-①及び② 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>1-③ 法人の出発点が本事業の対象とする子どもへの深い理解にもとづいている。</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-① 港区の子どもへの深い理解にもとづいた内容になっている。</p> <p>2-② 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>2-③ 審査基準を満たしており、機関や職種等についての深い理解が伺える。</p> <p>2-④ 審査基準を満たしており、記述内容も様々な場面を想定している。</p> <p>2-⑤ 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>(提案書No.3 ①及び②について)</p> <p>3-① 審査基準は満たしているが、福祉職がない。</p> <p>3-② 審査基準を満たしている。</p> <p>(提案書No.4 ①から④について)</p> <p>4-① 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>4-② 審査基準を満たしており、独自のガイドブックの活用など具体的ある。</p> <p>4-③ 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。</p> <p>4-④ 審査基準を満たしていると考えられるが、コロナ対策等の記載がない。</p> <p>事業者Cについて</p> <p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-①から③ 表面的な理解にとどまっており、具体的に理解しているとは言いがたい。</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-① 港区の特性がふまえられていない。</p> <p>2-②から⑤ 具体的な内容になっていない。</p> <p>(提案書No.3 ①及び②について)</p> <p>3-① 表面的な理解にとどまっている。</p> <p>3-② 具体的に理解しているとはいえない。</p> <p>(提案書No.4 ①から④について)</p> <p>表面的な理解にとどまっており、具体的な内容になっていない。</p> <p>事業者Aについて</p> <p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-① 貧困対策として、学習支援だけでなく生活支援としての相談支援・居場所支援等が必要であることを理解した説明がされている。</p>
------------	--

1-② 子どもの変化を軸にしたゴールを定めた支援を目標にしており、具体的でわかりやすい。ただし学習支援にやや偏っている印象がある。

1-③ PDCAを意識した事業運営は悪くないとして、エントリーする目的や理由は必ずしも明確には示されていない。また「子どもの未来を応援」という視点も欠けている。

(提案書No.2①から⑥について)

2-① 他の自治体での実績を基礎に、きわめて具体的な実施方法が示されており事業を安心して委託できる体制であることはわかるが、外国籍児や社会参加の欠如といった港区の地域特性をふまえた内容にはなっていない。

2-② 事業者が抱えている全国の講師等の説明が中心で、港区の事業においてどのような募集や補充をおこなうのかという具体的な説明は不足している。

2-③ 区の担当部署との連携を中心に基本的なことをまとめている。他の関連機関との連携については記載がない。

2-④ 対人スキルの向上、対応の方法の工夫等を中心に説明している。子どもたちの居場所としての学習支援教室であるという考えをもとに具体的な教室づくりやプログラムを提示している。授業評価、オンライン対応、資料配付の方法なども具体的で工夫が見られる。

2-⑤ 学習指導以外の支援、配慮についてまったく説明はなく十分ではない。

(提案書No.3①及び②について)

3-① 組織的で包括的な対応であることが説明されている。

3-② 基礎的な研修をおこなうことと、マナーや「笑顔」といった「社会人スキル」の向上を図るという取り組みが説明されており、あまり合理的・経営論的な視点であるとはいえない。

(提案書No.4①から④について)

4-① 個人情報保護法の説明がされているに留まっている印象であり、具体的ではない。

4-② 入退室管理システムについては考えられているが、生徒間のトラブル、保護者からの苦情対応については記述がまったくない。

4-③から⑤ 一般的な内容に留まっている印象である。

事業者Bについて

(提案書No.1①から③について)

1-① 法および学習支援事業の役割、港区における取り組みや他施策との関連性について適切な理解をし、関係性をふまえた位置づけをおこなっている。

1-② 学習支援だけでなく、文化資本・社会関係資本へのアプローチが必要であることを理解しており、それらの議論の背景もふまえ研究されている。

1-③ 多面的な支援を届けることで子どもたちの将来を保障するという理念が掲げられており、単なる学習支援に留まらない取り組みをしてもらえるような期待がもてる。

(提案書No.2①から⑥について)

2-① 港区の地域特性を研究し、また低所得世帯の子どもたちの特性および「スペシャル・ニーズ」に関して理解を深め、具体的なプログラムを提示している。オンライン対応や保護者対応まで申し分ない内容である。

2-② ホームページ、SNS、社協に加えて企業での説明会という点は特徴的である。さらにいえば、大学との連携があってもよい。

2-③ 学校、スクールソーシャルワーカー、大学、企業等との多角的な連携を意識し、具体的な連携方法まで説明されている。

2-④ 生徒との関係構築、学習指導方法等の基本的な課題を挙げ、それらに対して「ふり返りミーティング」や研修など、基本的でありながらよく練られた対策を提示している。

2-⑤ 「ソーシャルスキル」や「自己肯定感」といった視点から具体的な取り組みを提案しており、いずれも優れた内容となっている。多様な課題を抱える子どもたちへの社会福祉的なアプローチを想定して具体的な研修や講座をおこなう提案をしており、よく考えられている。

(提案書No.3①及び②について)

3-① 具体的な担当者名まで挙げて、顔の見える形の配置計画となっている。

3-② スタッフ育成、欠勤時の対応等、組織的な取り組みがなされている印象である。

(提案書No.4①から④について)

4-① 社会福祉における個人情報保護の重要性を十分にふまえ、かつ実績をふまえた具体的な管理の枠組みが提案されている。

4-② 基本的な内容ではあるが、実績をふまえた具体的な研修計画が提案されている。

4-③ 審査基準を満たしており、記述内容も具体的かつ適切である。

4-④ 審査基準を満たしていると考えられるが、コロナ対策等の記載がない。

事業者Cについて

(提案書No.1①から③について)

1-① 学習支援だけでなく、生活相談の実施、地域資源・ネットワークの活用等の取り組みが必要であることはおおむね理解されている。

1-② 就学援助を受けている世帯の動向調査や学力調査のデータを使って貧困の連鎖を防止すべき理由を説明している。使用している統計はやや古い。

1-③ 学習支援の実績をふまえ、さらに心理面、キャリア形成等に対する関連サービスの実績を活かした事業展開をすると説明されている点は評価できる。中学生を対象とした事業の実績はあまりない様子である。

(提案書No.2①から⑥について)

2-① 対象となる低所得世帯の子どもたちの最大の課題が「コミュニケーション」にあるととらえ、コミュニケーション力のある指導員を養成するように

<p>D委員</p>	<p>務めるとしている。ただしコミュニケーション力の問題に集約してしまうのはやや浅い理解であると思われる。</p> <p>2-② ホームページでの広報、大学での公募、経験者の活用を掲げているが、いずれも一般的な方法である。これまでの実績等を活かすようなことも書かれていない。人員を補充できない可能性を感じさせ、やや不安な説明である。</p> <p>2-③ 一般的な記述であり、あまり具体性がない。福祉関係機関との連携はあまり想定されていない。</p> <p>2-④ 大学生ボランティアの多忙さとコミュニケーション力を課題として挙げている。後者のコミュニケーション力を傾聴スキルや発達心理の研修によって身につけさせようとしていることは評価できるが、その程度でよいのか、やや不安がある。</p> <p>2-⑤ 多面的な生徒対応のできるボランティアを短期間で養成することは困難なことであるが、提案されている内容はかなり最低限のことで、「福祉」・「あそび」的な研修がいっそう必要であると思われる。心理と教育を専門とする者を軸にしており、もう少し福祉・特別支援教育の観点を採り入れてもよい。</p> <p>(提案書No.3①及び②について)</p> <p>一般的な記述であり、特段に目につくことは書かれていないが、人員配置計画は具体的である。</p> <p>(提案書No.4①から④について)</p> <p>4-① 一般的な記述であり、特段に目につくことは書かれていない。</p> <p>4-②及び③ 社会福祉的な観点からの対応や防止策についてはほとんど考えられておらず、具体性も乏しい。</p> <p>4-④ 一般的な記述であり、特段に目につくことは書かれていない。</p> <p>事業者Aについて</p> <p>(提案書No.1①から③について)</p> <p>1-① 法の解釈が大変わかりやすくまとめられているが、港区の取り組みについては記述が曖昧である。</p> <p>1-② 学習だけでなく、生活のすべてにおいて自立に向けた行動を促す考えであり非常に共感できる内容と感じた。</p> <p>1-③ 子どものSOSを受け止めるための支援など、単に学習だけでない総合的な支援を行う意気込みが感じられる。</p> <p>(提案書No.2①から⑥について)</p> <p>2-① 学習支援の手法は非常に丁寧に述べられているが、地域特性については分かりづらい。</p> <p>2-② 募集手法、研修、子どもへの接し方等十分な記述である。</p> <p>2-③ 主に学校と区が連携先のようなようであるが、関係団体がどこなのかかわかりにくい。</p>
------------	--

2-④ 課題と解決策が明確にまとめられておりわかりやすい。保護者へのケアは丁寧さを感じる。

2-⑤ 様々な取り組みが丁寧に述べられており、事業実施に大きな期待ができる。

(提案書No.3 ①及び②について)

3-① それなりに実績のある人材をそろえたようだ。

3-② 記述は十分である。事業実施に期待が持てる。

(提案書No.4 ①から④について)

4-①及び② 情報管理の考え方、体制、物理的な管理、研修体制等十分考えられている。

4-③から⑤ 3つの視点を合わせて評価する。通学、トラブルなどに対する対応はしっかりと考えられていると感じた。

事業者Bについて

(提案書No.1 ①から③について)

1-① 港区の取り組みは理解・記述とも十分であるが、法の解釈が分かりにくいと感じた。

1-② 文化的資本、社会関係資本をどのように提供して高い学力に結びつけるのか、それが連鎖を断ち切ることにどのように関連していくのか今一つ不明。

1-③ しっかりとした基本理念を立てており、十分な記述である。

(提案書No.2 ①から⑥について)

2-① 学習支援の手法については丁寧に述べられている。地域特性として所得や住宅事情について記述があるが、そもそもこれが支援の手法に結びついているとは考えにくいですが設問に答えてくれたことは評価する。

2-② 募集手法、研修、子どもへの接し方等十分な記述である。

2-③ 多種多様な団体等と具体的な連携手法まで記述されている。

2-④ 課題と解決策が明確にまとめられておりわかりやすい。

2-⑤ 様々な取り組みが丁寧に述べられており、事業実施に大きな期待ができる。

(提案書No.3 ①及び②について)

3-① それぞれ立派な仕事をなさってきた方々だが、本業務の経歴としては日が浅い。

3-② 記述は十分である。事業実施に期待が持てる。

(提案書No.4 ①から④について)

4-①及び② 情報管理の考え方、体制、物理的な管理、研修体制等十分考えられている。

4-③から⑤ 通学、トラブルなどに対する対応はしっかりと考えられていると感じた。

事業者Cについて

E 委員	<p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-① 最低限の記述はなされている。</p> <p>1-② 学習支援を通じた指導という標準的な提案</p> <p>1-③ まず誤字が多すぎる。学習支援の業務委託なので残念。</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-① 記述に具体性が無い。</p> <p>2-② 最低限の記述は認められる。</p> <p>2-③ 具体性に欠ける</p> <p>2-④ 具体性に欠ける</p> <p>2-⑤ 最低限の記述は認められる。</p> <p>(提案書No.3 ①及び②について)</p> <p>3-① 一般的</p> <p>3-② 抽象的</p> <p>(提案書No.4 ①から④について)</p> <p>4-①及び② 一般的である。</p> <p>4-③及び④ どの様なチェックをするのか、報告してその後どうするのかなど、全体として具体性に乏しい。</p> <p>・ Aは、各質問項目を少ない枚数の提案書にまとめ上げている。コンパクトかつ密度のある提案で力量を感じる。本事業を単に学習支援だけでなく、人間形成の場として捉えており、事業運営には大いに期待ができる。ところどころ設問の意味を取り違えて回答しているところも見られるが、これは出題者側の問題でもあると考える。</p> <p>・ Bは、業務に精通していることが強く感じられる。安心して業務を任せることが出来る事業者と感じた。各質問項目について十分答えてくれているが、書類審査としてみた場合には、いささか長くくどきも感じる。</p> <p>・ Cは、あまりにも記述が淡白であり、具体性が全くない。あまりプロポーザルに参加した機会が無いのかも知れない。点数が拮抗したAとBを二次審査に推薦する。Cについては得点差が大きく二次審査は不要である。</p> <p>事業者Aについて</p> <p>(提案書No.1 ①から③について)</p> <p>1-③ 枠組みが少し強いので、あわない子どもがいるかもしれない。</p> <p>(提案書No.2 ①から⑥について)</p> <p>2-② 近隣の教育機関やボランティア活動に関心を持つ近隣住民へのアプローチは弱い。</p> <p>2-③ 関係機関との連携視点があまりない。</p> <p>2-⑤ 個別支援に力点がおかれており、グループ形成や相互関係形成の視点</p>
------	---



	<p>は弱い。  (提案書No.3 ①及び②について)  3-② 研修プログラムは成熟している</p> <p>事業者Bについて  (提案書No.1 ①から③について)  1-② 子どもの居場所づくりについても視野に含めている。  (提案書No.2 ①から⑥について)  2-③ アフターケアにかかわる連携の視点は弱い。  2-⑤ 子どもの居場所づくりに加えて、生活環境にも目を向けている。  (提案書No.3 ①及び②について)  3-② 募集時に社会人向けのプログラムと大学生向きのそれと区別があってもよい。</p> <p>事業者Cについて  (提案書No.1 ①から③について)  1-① 本事業に関する基本的理解が不十分と思われる  (提案書No.2 ①から⑥について)  2-⑤ 子どもとの関係性構築の配慮が不十分、教育に偏りすぎの懸念がある。  (提案書No.3 ①及び②について)  3-① 組織的対応力はある。  (提案書No.4 ①から④について)  4-① 平均的である。</p> <p>2 1次審査採点結果について  採点の結果は</p> <p>事務局  1位 B事業者 422点  2位 A事業者 358点  3位 C事業者 232点 です。</p> <p>3 第一次審査通過者の決定について  事務局  C社の点は一次審査の満点の6割に達していないことから、A社とB社を通過者として取り扱い、A社及びB社に一次選考通過を連絡します。</p> <p>4 その他  事務局  次回(プレゼンテーション)の日程は令和3年2月8日(火)16時30分から、港区役所9階911及び912会議室で実施します。</p>
--	---